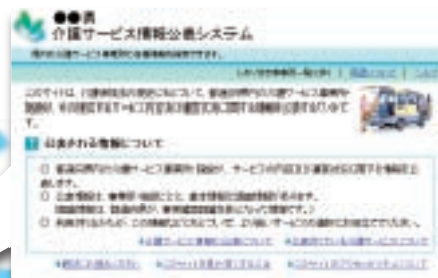


「介護サービス情報の公表」制度

介護サービスの事業所選びを支援します！

「介護サービス情報の公表」は都道府県または指定情報公表センターのインターネットホームページからご覧になれます。



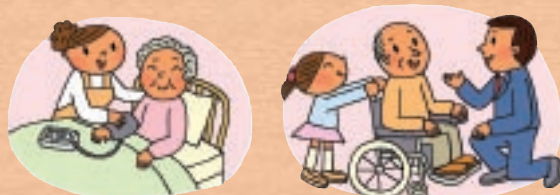
インターネットで
公表

都道府県または指定情報公表センター



★ホームページ（インターネット）で情報を公表しています。

介護サービス事業所や施設



★介護サービス情報を報告しています。

報告

「介護サービス情報の公表」ってな～に？

Q 「介護サービス情報の公表」制度とは？

A 利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を提供する仕組みです。

平成18年4月からスタートした制度です。インターネットを通じて、いつでも誰でも自由に情報が入手できるツールです。
※現在、全国には約12万の介護サービス事業所がサービスを提供しています。



インターネットでいつでも手軽に情報を入手することができます。

Q 対象となる介護サービスは？

A 現在は次の12のサービスが対象となっています。

- 訪問介護 ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●通所介護
- 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・軽費老人ホーム）
- 福祉用具貸与 ●居宅介護支援 ●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設（平成18年度から施行分）
- 訪問リハビリテーション ●通所リハビリテーション ●介護療養型医療施設（平成19年度から施行分）



公表の対象は訪問介護、訪問入浴介護などの12サービスです。

Q 「介護サービス情報の公表」の特徴は？

A 「介護サービス情報の公表」のポイントは以下の通りです。

- 地域にある介護サービス事業所の比較・検討ができます。
- いつでも誰でも自由に情報を入手することができます。
- 家族をはじめ、介護支援専門員などと同じ情報をもとにサービス利用の相談がしやすくなります。
- 事業所が公表している情報と、実際のサービスが比較できるので、介護サービス事業所との相談がしやすくなります。
- 実施主体は都道府県または指定情報公表センターです。



都道府県または指定調査機関による訪問調査も行われています。

介護保険の基本理念と介護サービス情報の公表

介護保険制度は「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を基本理念としてスタートしました。介護サービス情報の公表は、こうした介護保険制度の基本理念を現実のサービス利用場面において実現することを支援するしくみです。

介護保険制度

- 要介護高齢者等の尊厳の保持
- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択

実現

現実のサービス利用場面

支援

介護サービス情報の公表

利用者がサービスを適切に選ぶ仕組み

お問い合わせ先